米、有事への備え迫る

94年 北の核危機

安保 法整備転機に

外務省は24日、1994年の外交文書を公開した。北朝鮮の第1次核危機（93～94年）を巡り、米側が日本の対応に不信感を募らせ、有事への備えを迫っていた実態が明らかになった。日本側は法制度の不備に気づき、安全保障法制の整備を進める転機となった。

〈関連記事4・特別面〉

外交文書公開

94年2月11日の細川護熙首相とクリントン米大統領の会談記録によると、会談に同席したクリストファー国務長官が北朝鮮の核開発問題を巡り、「コンティンジェンシー（不測の事態）を考えておく必要がある」と伝え、「制裁を科す場合には日本の協力は非常に重要だ」と働きかけた。細川氏は「国内法で可能な範囲において対応をとる」と述べるにとどめた。

細川氏が同日、米議会幹部らと面会した際には、「法的に何ができないのか」「北朝鮮の隣国たる日本が憂慮していないのに、なぜ米国が心配しなければならないのか」と問い詰められた。細川氏は、海上封鎖などへの自衛隊の直接関与は「難しい」と説明する一方で、「米軍への支援はきちんと行う」と応じた。

細川氏は日本の核開発の可能性について問われた際には、「日本は唯一の被爆国で、核へのアレルギーが極めて強い。非核三原則もここから出ている」と説明。「将来も日本の核保有はあり得ない」と強調した。

日本は当時、法制度上、米軍支援や有事対応に限界があり、米側が求める有事対応との隔たりがあった。この第1次核危機が、後の「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」見直しや99年の周辺事態法の制定へとつながった。

「日本の法体系 重大欠陥」

田中均・元外務審議官

北朝鮮の第1次核危機当時、外務省で総合外交政策局総務課長として、日本の危機管理計画の策定に携わった田中均・元外務審議官＝写真＝に内幕を聞いた。

――当時の政府の雰囲気は。

緊張感に包まれていた。創設されたばかりの総合外交政策局でも北朝鮮問題を所管し、米軍支援や邦人保護などを具体的に検討した。検討を始めてみると、日本の法体系には重大な欠陥があり、肝心な場面で「何もできない」と認識した。

――有事が起きていれば、対応は困難だった。

法的根拠のないまま超法規的措置に踏み切るか、民主主義国家として何もできずに国際的な批判を浴び、恥をさらすか、その二択しかなかった。米国のカータ―元大統領が訪朝し、話し合いでの解決という道筋が見えた時には本当にホッとしたのを覚えている。

――日本の安全保障体制に影響を与えた。

第1次核危機は、日本の安保にとって大きな転換点となった。この危機がなければ、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」見直しや周辺事態法の制定などにはつながらなかっただろう。

たなか・ひとし 1969年、外務省入省。アジア大洋州局長、外務審議官などを歴任し、2002年の当時の小泉純一郎首相の訪朝に尽力した。日本総研国際戦略研究所の特別顧問。京大法卒。78歳。